

## 女性アスリート少年強化事業補助金交付要項

### 1 目的

宮崎県競技力向上対策基本方針に基づき、本県女子競技力の向上を図る。

### 2 補助対象

国民体育大会で活躍が期待される少年女子種別で、宮崎県競技力強化指定校を中心とするチーム。

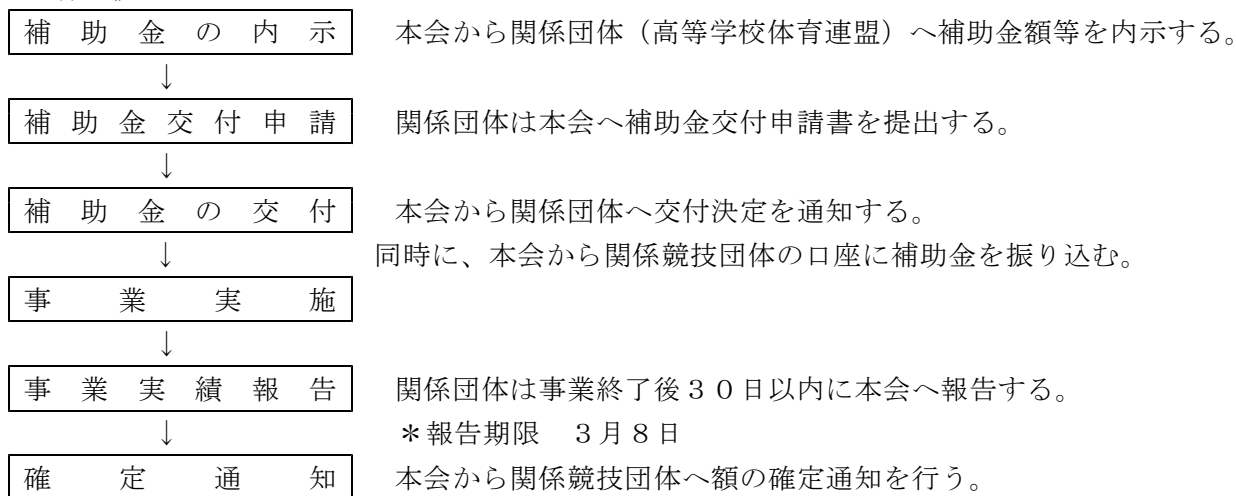
### 3 補助対象経費等

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 交通費    | 合同練習、遠征等の講師、指導者、選手の旅費                                    |
| (2) 宿泊費    | 1泊9,800円(税込)を原則とする。<br>※ただし、本会が定めた宿泊料金を超過する部分は、各団体負担とする。 |
| (3) 使用料賃借料 | 1日10,000円以内 ※会場借上料、競技用器具使用料                              |
| (4) 報償費    | 上限1回20,000円 ※合宿練習等の講師の謝礼                                 |
| (5) 需用費    | 競技用消耗品費、事務局消耗品等  |
| (6) 役務費    | 通信運搬料、振込手数料  |

※ 県競技力強化指定校補助金交付要項に準じる。

※ 活動状況及び実績を考慮して、年度間1回、別に定める基準により補助する。

### 4 事務手続き



6 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

7 この要項は、平成29年4月1日から施行する。

平成30年4月6日一部改正

